

町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年(2016 年)11 月 30 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市民病院使用条例の一部を改正する条例

町田市民病院使用条例（昭和39年3月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

### （2）特別室料

ア	東棟A室	1人室	1日	12,000円
イ	東棟B室	1人室	1日	10,000円
ウ	南棟A室	1人室	1日	25,000円
エ	南棟B室	1人室	1日	18,000円
オ	南棟C室	1人室	1日	15,000円
カ	南棟D室	1人室	1日	12,000円
キ	南棟E室	1人室	1日	10,000円
ク	南棟F室	1人室	1日	8,000円

第6条の見出しを「(入院保証金)」に改め、同条中「入院前納金」を「入院保証金」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の第2条第2項第2号の規定は、平成29年1月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

町田市民病院使用条例新旧対照表

改正後	改正前
(使用料及び手数料)	(使用料及び手数料)
第2条 略	第2条 略
2 使用料は、次に掲げる額とする。	2 使用料は、次に掲げる額とする。
(1) 略	(1) 略
(2) 特別室料	(2) 特別室料
ア 東棟A室 1人室 1日 12,000円	東棟A室 1人室 1日 12,000円
イ 東棟B室 1人室 1日 10,000円	東棟B室 1人室 1日 10,000円
ウ 南棟A室 1人室 1日 <u>25,000円</u>	東棟C室 1人室 1日 7,000円 南棟A室 1人室 1日 <u>50,000円</u>
エ 南棟B室 1人室 1日 18,000円	南棟B室 1人室 1日 <u>30,000円</u> 南棟C室 1人室 1日 18,000円
オ 南棟C室 1人室 1日 15,000円	南棟D室 1人室 1日 15,000円
カ 南棟D室 1人室 1日 12,000円	南棟E室 1人室 1日 12,000円
キ 南棟E室 1人室 1日 10,000円	南棟F室 1人室 1日 10,000円
ク 南棟F室 1人室 1日 8,000円	南棟G室 1人室 1日 8,000円
(3)～(17) 略	(3)～(17) 略
3・4 略	3・4 略
<u>(入院保証金)</u>	<u>(前納金)</u>
第6条 患者が入院しようとするときは、 <u>入院保証金</u> を徴収することができる。	第6条 患者が入院しようとするときは、 <u>入院前納金</u> を徴収することができる。